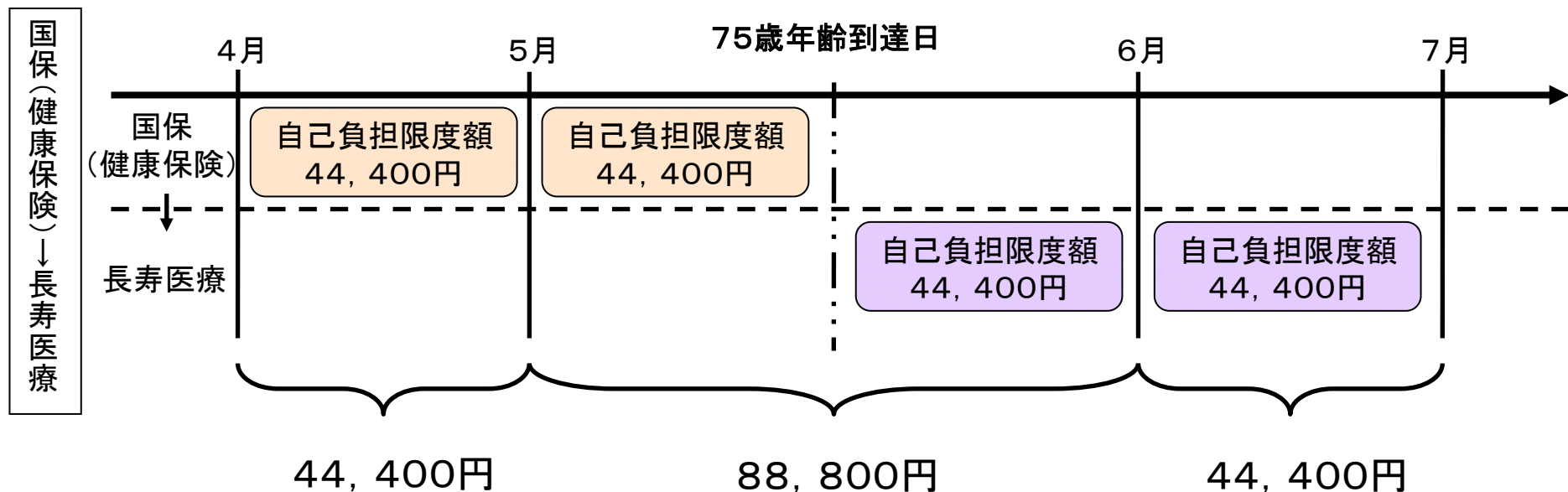


75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることについて

【概要】

月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度（国保・被用者保険）で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者から見れば、一部負担金等の額が前月と比べて2倍となるが生じうる。

【現状】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

【対応案】

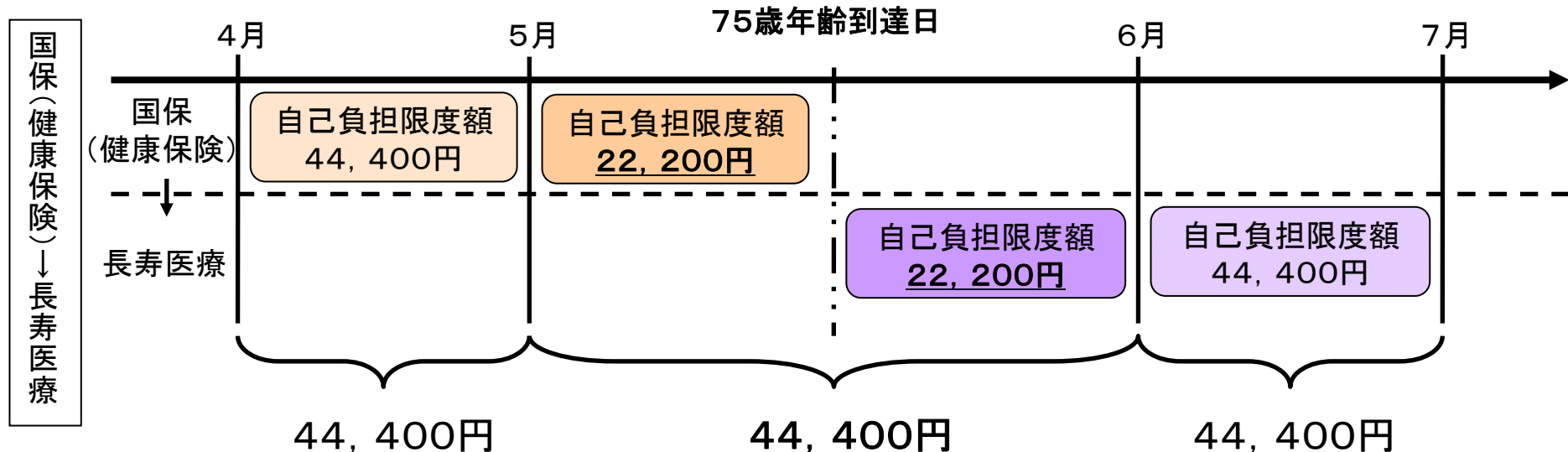
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。→(75歳到達月における自己負担限度額の特例)

これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消される。

【施行時期】

システム改修に要する期間等を考慮し、平成21年1月から施行する。

【具体例】(自己負担限度額の区分が一般の場合)



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者の所得判定について

- 長寿医療制度の被保険者の一部負担金の負担割合は、1割であるが、現役世代と同様の負担能力を有する者については、現役世代と同じ3割としている。
この負担能力の判定基準となる課税所得及び収入の基準は、
 - ① 世帯内に、**課税所得の額(広域連合が職権で判定)**(※1)が145万円以上の被保険者が一人でもいること、かつ、
 - ② **世帯に属する被保険者全員の収入の額(被保険者からの申請)**(※2)が、被保険者複数世帯 520万円以上(被保険者単身世帯 383万円以上)である。

- 負担能力の判定基準については、公平な判定を行うため、被保険者一人ひとりの課税所得を基本としている。
しかしながら、税法上の控除の関係から、実際には、収入額が少ないにもかかわらず、課税所得が145万円以上となるケース(例:夫婦ともに無年金で、夫の給与収入のみ)が存在する。このようなケースを救済するため、課税所得だけでなく、収入による判定も行っているもの。

- その際、市町村民税が非課税であるため申告を要しない者については、広域連合が収入に関する情報を保有しないため、広域連合の職権で判定を行うことはできない。このため、被保険者からの申請によることとしている。

※1 課税所得:収入から公的年金等控除、基礎控除、給与所得控除等の住民税法上の控除金額を差し引いた額。

※2 収入:所得税法上の収入額であり、上記の控除金額を差し引く前の額。

長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

【問題の所在】

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

〈対象者〉

- 課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳上の者の年収の合計が520万円未満のもの。

〈経過措置〉

- 平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

※ 本経過措置の対象者数: 13, 866人(8月27日時点)。ただし、申請を行っていない者も一定数いると考えられる。

※ 平成20年4月～7月の間は、経過措置として、老人保健制度と同様に、同一世帯に属する70歳以上の方(65歳以上で障害認定を受けている方を含む)の所得及び収入で判定。

【対応案】

- 上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となるよう政令改正を行う。

※ 被用者保険及び国保に加入する70～74歳の方についても、同様の政令改正を行う。

※ 現在、平成20年8月からの経過措置の対象になっている者は、職権で1割負担の被保険者証を12月中に送付する。

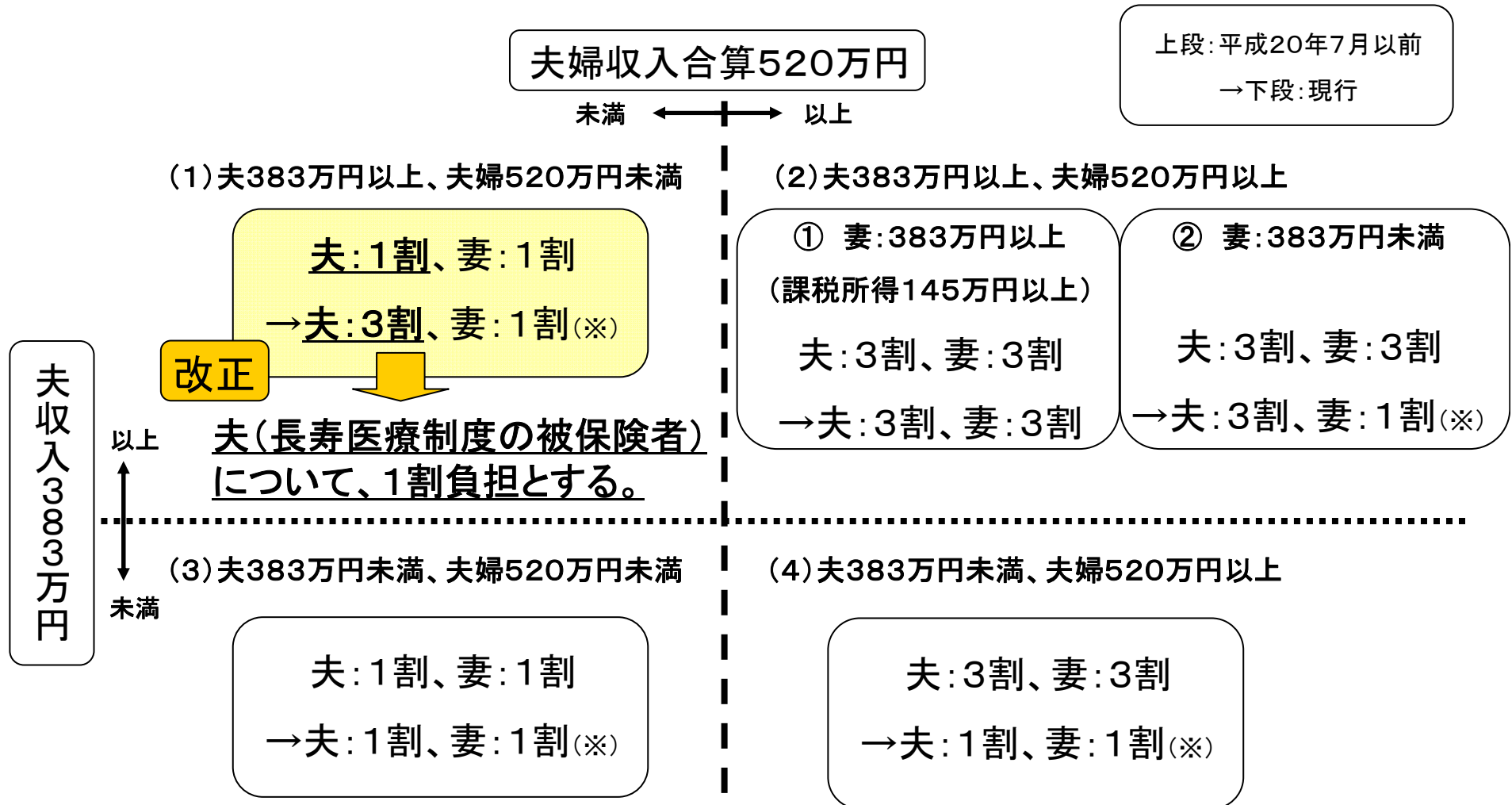
【施行日】

- 平成21年1月

	H20. 4～H20. 7	H20. 8～	H21. 1～
定率負担	1割	<u>3割</u>	<u>1割</u>
自己負担限度額	44, 400円	<u>44, 400円</u>	44, 400円
外来限度額	12, 000円	<u>12, 000円</u>	12, 000円

現役並み所得者の判定単位の変更(夫75歳以上、妻70歳～74歳で、夫の収入が高い場合)による影響

1. 夫の課税所得が145万円以上の場合

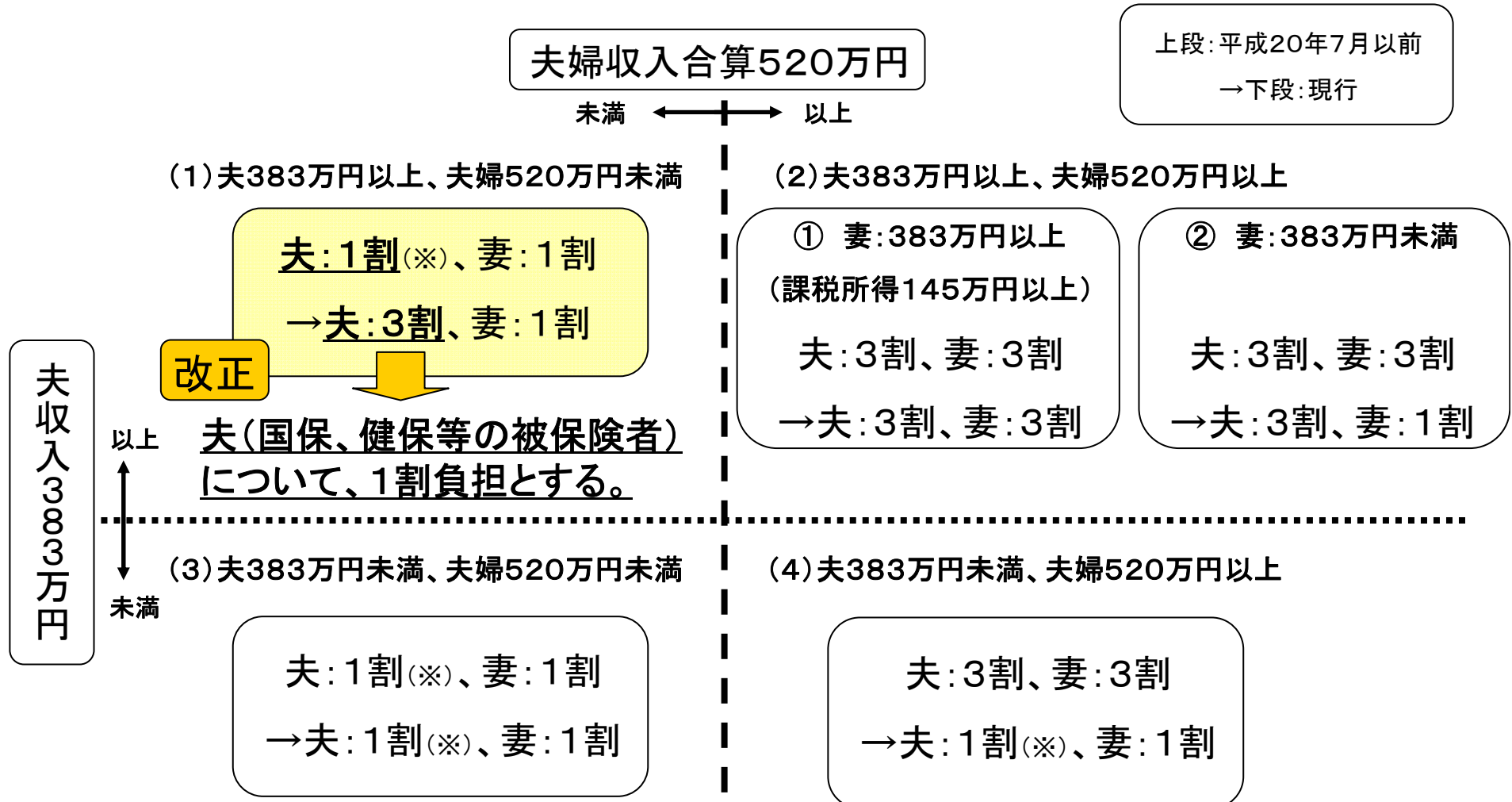


2. 夫の課税所得が145万円未満の場合 夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳～74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。
 ※ 妻の収入が高い場合についても同様。

現役並み所得者の判定単位の変更(夫70~74歳、妻75歳以上で、夫の収入が高い場合)による影響

1. 夫の課税所得が145万円(健保等については月収が28万円)以上の場合

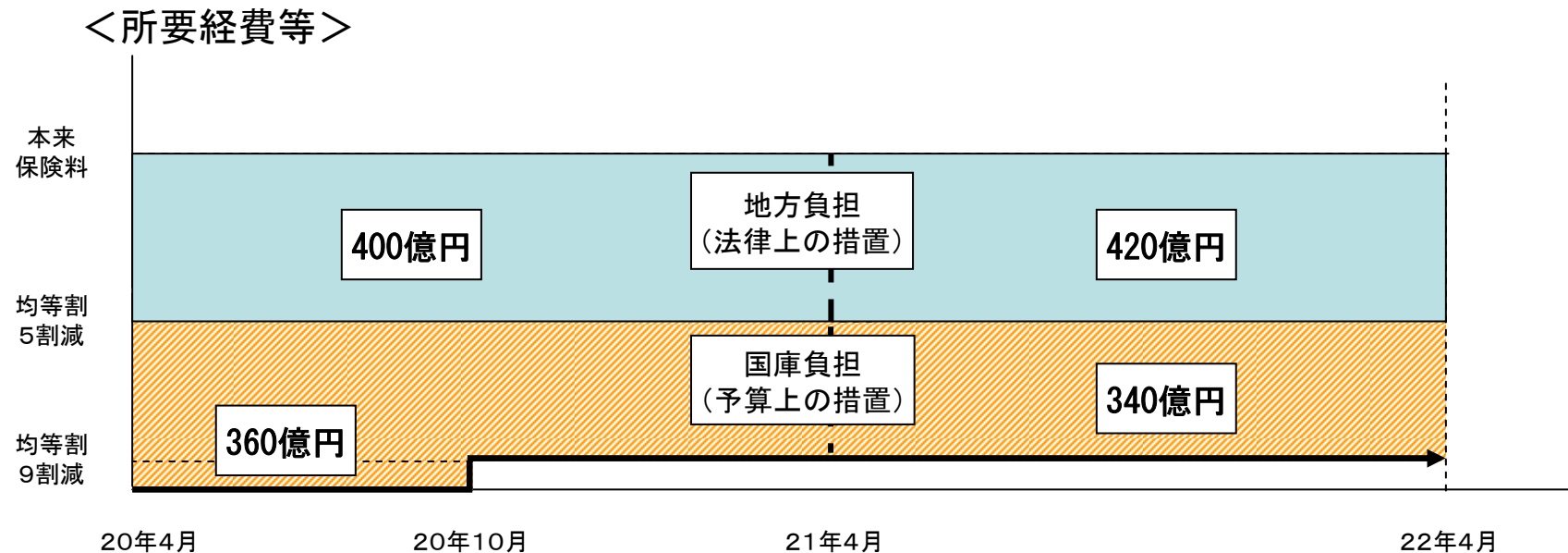


2. 夫の課税所得が145万円(健保等については月収が28万円)未満の場合
夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳~74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。
※ 妻の収入が高い場合についても同様。

被用者保険の被扶養者からの保険料徴収の凍結について

- 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置（均等割5割軽減）に加えて、
 - ・ 平成20年4月～9月の半年間は凍結し、
 - ・ 平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減した額としている。
- 平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。



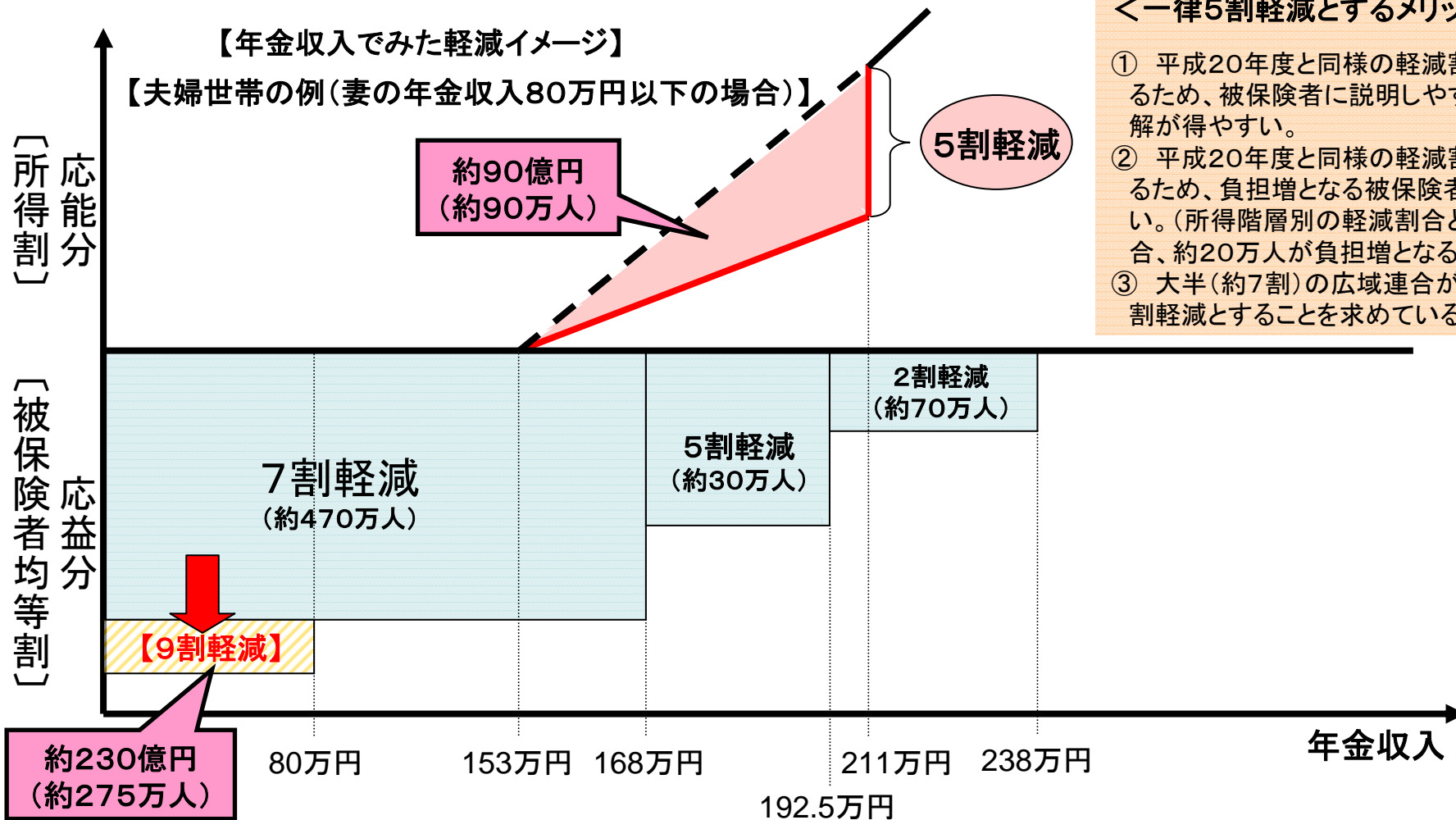
平成21年度以降の対応(案)

【均等割】

均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合に9割軽減する。

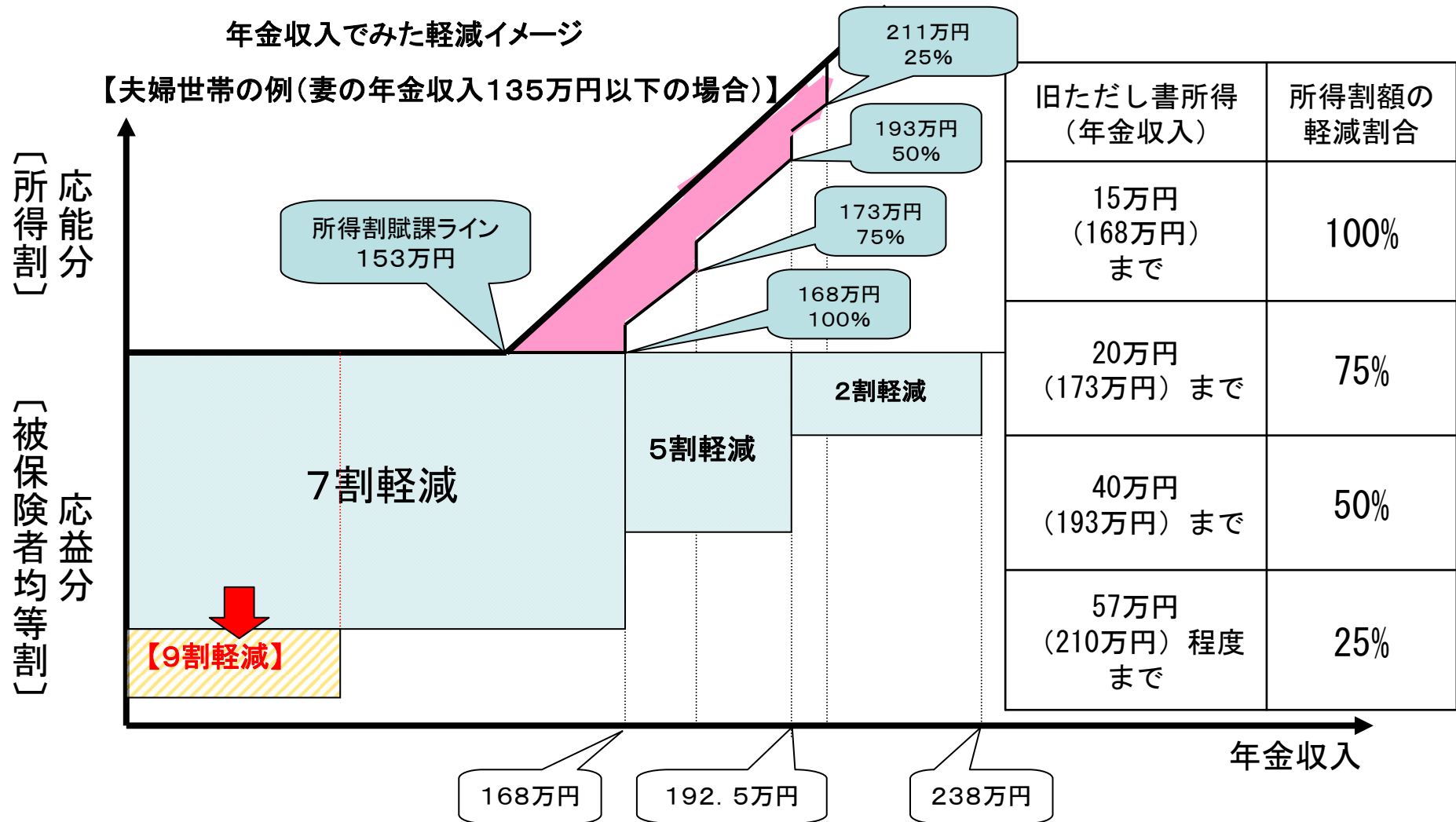
【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入153万円から211万円まで)について、5割軽減する。



- ＜一律5割軽減とするメリット＞
- ① 平成20年度と同様の軽減割合であるため、被保険者に説明しやすく、理解が得やすい。
 - ② 平成20年度と同様の軽減割合であるため、負担増となる被保険者がいない。(所得階層別の軽減割合とした場合、約20万人が負担増となる。)
 - ③ 大半(約7割)の広域連合が、一律5割軽減とすることを求めている。

当初案(平成21年度)



長寿医療制度の保険料のお支払いについて —どなたでも希望すれば、保険料を「口座振替」で納付できます—

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料につきまして、保険料を年金からの差し引きで納めている人が口座振替による納付に変更するためには、要件があったのですが、平成21年4月からはその要件がなくなり、どなたでも口座振替による納付に変更ができるようになりました。口座振替による納付を希望される方は、〇〇課の窓口で手続きしてください。

※納付方法の変更によって、納付いただく保険料の総額は変わりません。

※1月△日までに手続きいただくと、平成21年4月分の年金からの差し引きが中止され、□月から口座振替により納付いただくこととなります。

ご注意いただきたいこと

- 1 このダイレクトメールは、事務処理上の都合により、これまで窓口等でお支払いしている方や、すでに口座振替でお支払いしている方の一部にもお送りしています。窓口納付の方で、口座振替への変更をご希望される場合にも、上記の窓口までお問い合わせください。
- 2 お手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要ですので、①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③長寿医療制度の保険証をご持参くださるようお願いします。
- 3 被保険者ご本人以外の口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

本件に関するお問い合わせは 〇〇〇課 電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇